

令和5年第10回農業委員会総会議事録

令和5年10月19日（木）第10回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員18人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
2番	赤井勝利	3番	小田正廣	4番	西村勉
5番	奥津賢司	6番	平利一	7番	奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一
14番	森立夫	15番	安達利延	16番	信谷昌吾
17番	藤本彰				

推進委員10人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫
10番	妹尾元弘				

欠席委員 人

議事

議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第45号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第46号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第47号	現況証明に係る現況認定について

報告事項

法務局照会について
農地転用期間変更届について
完了届について
転用工事進捗状況報告について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	参事	谷岡 利典
	係長	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前9時30分)

谷岡参事	只今から、新見市農業委員会第10回総会を開催いたします。本日の出席は28名です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	改めまして、おはようございます。本日も議事進行のご協力をお願い致します。
谷岡参事	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、7番奥津忠和委員、8番倉脇委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について今回の議案についてでございますが、第3条の申請が4件ございました。現地確認を1番、2番、3番は10月4日に行っており、4番は9月26日に行っております。それでは、1番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は飼料用稲、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械をリースしています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は後継者がなく売却を検討していたところ、耕作を考えていた譲受人と売買により取得し耕作することで合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございま

	<p>せん。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。</p>
信谷委員	<p>16番信谷です。現地確認を10月7日、仲田会長、大原推進委員、私の3名で行いました。場所は、神郷下神代の●●●●駐車場の東側新見よりに隣接したところにありました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。5番。</p>
奥津(賢)委員	<p>議案に国籍日本と記載があるのはどのような意向でしょうか。</p>
真治主任	<p>9月1日から国の法律改正により、農地法第3条の申請書面におきまして国籍を記入するように定められましたので今回、農地法第3条に国籍を書くようにいたしました。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第43号2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、2番でございますが、場所は、馬塚、現況地目は 田1筆、畑2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲、野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住</p>

する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番。

平委員

6番平です。10月9日に、泉推進委員、私とで現地確認しております。譲受人は祖父の代から耕作されているそうです。譲渡人は遠方であり高齢になり維持管理ができなくなり贈与を申出されました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第43号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、3番でございますが、場所は、新見、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、長年耕作することもなく現在に至っており、申請地に隣接する家を譲受人が購入することに伴い、同時に申請地を購入することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番。

倉脇委員

8番倉脇です。10月16日に溝尾推進委員と2名で確認しております。場所は、新見高校うへの●●●公園奥にあります。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第43号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、4番でございますが、場所は、千屋、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械をリース予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、以前より耕作を考えていた譲受人と売買により取得し耕作することで合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番。

小田委員

3番小田です。10月10日、泉推進委員、兒玉推進委員と確認しております。場所は、●●●●から10m北にあがり左に農道があります。そこに入ってすぐのところがありました。1号の農機具をリースするよ

<p>会 長</p>	<p>うですが、長期間となると思われるので詳しい説明をお願いします。</p> <p>1号議案について私から説明いたします。作業従事者は2名ですが1人は大々的に農業をされる方でその人から借ります。概ねその人が作業するようです。来年は牧草を作付けすると聞いております。</p> <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第44号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、農地法第4条の申請につきまして、3件申請がございました。現地確認を1番、2番、3番とも10月4日に行っております。それでは、1番でございます。場所は、高尾、現況地目は田1筆でございます。転用目的は露天駐車場です。転用理由ですが、ローソン新見高尾店従業員用の駐車場として造成するものです。工事期間は許可日から令和5年11月30日です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番。</p>
<p>倉脇委員</p>	<p>8番倉脇です。10月16日に、溝尾推進委員と確認しております。場所は、●●●●の向い側にあります。問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第44号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

続きまして2番でございます。場所は、正田、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は事務所、駐車場です。転用理由ですが、自宅前道路の拡張により、敷地が狭くなるため、自宅裏の申請地に、事務所（プレハブ1階建て）と駐車場車庫を設置するものです。工事期間は令和5年10月23日から令和6年2月3日です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（準工業地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建設費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番。

西村委員

4番西村です。10月5日に、森委員、三輪推進委員、私と3名で現地確認しました。場所は、正田●●で●●●のうえに●●●がありますその間にある農地でした。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第

	<p>44号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に3番でございます。場所は、高尾、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は露天駐車場で、隣接している共同住宅入居者への駐車場として造成するものです。工事期間は許可日から令和5年12月28日です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（第一種住居地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番。</p>
<p>倉脇委員</p>	<p>8番倉脇です。10月16日に、溝尾推進委員、私とで現地確認しました。場所は、高尾●●にあります●●●●の山側のアパートに隣接する土地です。問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、農地法第5条の申請につきまして、2件申請がございました。現地確認を1番、2番とも10月4日に行っております。それでは1番ですが、場所は正田、現況地目は田1筆で、転用目的は露天駐車場です。転用理由ですが、自社従業員駐車場として、申請地を購入し、露天駐車場として利用したいため、申請するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年11月1日から令和6年1月31日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（第一種住居地域）と考えます。農</p>



	<p>地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番。</p>
西村委員	<p>4番西村です。10月5日に、森委員、三輪推進委員、私の3名で現地確認しました。場所は、正田の●●●●があります。その真裏に申請地がありました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第45号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続いて2番。</p>
真治主任	<p>次に、2番でございます。場所は神郷高瀬、現況地目は田1筆でございます。転用目的は貯木場です。転用理由は、隣接する山から立木を搬出・運搬するため、一時的に貯木場として利用するものです。契約の種類は一時転用の使用貸借権設定です。工事期間は許可日から令和6年2月29日です。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成等を伴わないため、事業費はなしとなっています。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番。</p>
信谷委員	<p>16番信谷です。現地確認を10月7日に、仲田会長、大原推進委員、私の3名でしました。場所は、神郷新郷から高瀬方面に1.5キロほど</p>

	<p>入った左側にありました。貯木場、仮置き場で来年の2月29日までなので、来年の耕作には影響しないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第45号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、今回の案件全てについては面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>諮問不要として、許可を決定いたします。続きまして、議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>今回新規の貸付が2件でしております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番井倉、畑1筆5年賃貸借、2番哲多町大野、田1筆10年使用貸借です。1番は農地中間管理事業によるものです。また2番は同じ方どうしでのやり取りですが契約期間の間があいておりますので新規とさせていただきます。以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員5番。</p>
三輪委員	<p>推進委員5番三輪です。確認を10月5日、西村委員、森委員と行いました。場所は、井倉公民館から西へ500m先にありました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>続いて2番を推進委員9番。</p>





	<p>全員賛成と認め、認定いたします。続きまして、議案第47号2番3番について関係地区委員の説明を求めます。13番。</p>
山田委員	<p>13番山田です。2番3番同じ場所でした。10月10日、宮本委員、後藤推進委員と確認しました。場所は、大佐グランド近く踏切を渡り布瀬方面へ豊永赤馬に入り●●地区にあります。農地と判断しました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第47号2番3番については農地となりますので証明は却下となります。続きまして、議案第47号4番について関係地区委員の説明を求めます。1番。</p>
神山委員	<p>1番神山です。9月29日に藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員と現地確認しました。場所は、●●●●●●●●から1キロ東へ行ったところです。3筆の内、1筆の一部だけ刈ったところがあったのですが小面積で墓地の隣でしたし、あとは雑木も生えておりましたので原野といたしました。</p> <p>この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第47号4番について認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、認定いたします。それでは、10時30分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 休憩 ～</p>
会 長	<p>再開いたします。報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。</p>

真治主任

法務局照会につきまして今回9件ございました。現地確認ですが、1番から3番は9月4日に、4番から7番は9月6日、8番は9月7日、9番は9月21日にそれぞれ行っております。

それでは、1番ですが、場所は哲西町上神代、登記地目は田5筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。

次に2番、場所は哲西町矢田、登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。

次に3番、場所は哲西町矢田、登記地目は田3筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、哲西町矢田●●●番は農地と回答しており、外2筆は非農地と回答しています。

次に4番、場所は豊永赤馬、登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、農地と回答しています。

次に5番、場所は豊永赤馬、登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、農地と回答しています。

次に6番、場所は豊永赤馬、登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、農地と回答しています。

次に7番、場所は土橋、登記地目は畑2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、農地と回答しています。

次に8番、場所は大佐布瀬、登記地目は田3筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。

次に9番、場所は足見、登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。1番から3番を7番奥津委員。

奥津(忠)委員	7番奥津です。確認日は8月31日、奥津委員、妹尾推進委員、私でした。場所は、●●●●から国道を東城方面へ500m行ったところから右へ入り1キロ先へ集会所があります。そこを左へ曲がりすぐ右側にありました。草木が生えており原野となっております。2番3番は同じ所の場所で8月31日に確認しました。場所は、哲西支局手前を右にあがったところで縦貫を超えて500先の両側にあります。●●●番は木が生えてなかったので農地と回答しました。以上です。
会 長	4、5、6番を11番藤川委員。
藤川委員	11番藤川です。現地確認を8月31日に藤本委員、神山委員、妹尾推進委員と私とでしております。場所は、●●●から東へ500m上ったところがありました。現場は、茅畑になっており毎年ブドウ農家桃農家の方に刈ってもらったようで何年もこの状況だと思います。農地と判断します。以上です。
会 長	7番を17番藤本委員。
藤本委員	17番藤本です。現地確認は8月31日、藤川委員、神山委員、妹尾推進委員、私の4人でした。場所は、●●●から県道を●●●へあがりきったところを右に足見方面へ行く鋭角のところでしたので農地と判断します。以上です。
会 長	8番について13番山田委員。
山田委員	13番山田です。9月11日に宮本委員、後藤推進委員と確認いたしました。場所は、●●●区域から道なりに500m行ったところの左側にあります。非農地でした。以上です。
会 長	9番について1番神山委員。
神山委員	1番神山です。9月29日、藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員と確認いたしました。場所は、●●●●●●●●●●から北へ1.5キロ行ったところがありました。雑木も生えており非農地と確認しました。以上です。
会 長	ありがとうございました。次に、農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。

森本局長	農地転用期間変更届が2件でております。長屋地内、農地法第5条予定した盛り土材がない。上市地内、農地改良、肥土が見つからないというものです。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。14番森委員。
森委員	14番森です。10月5日に西村委員、三輪推進委員と現地確認しました。機械はありましたが盛り土が少ししかありませんでした。期間延長が必要だと思います。
会 長	2番を16番信谷委員。
信谷委員	16番信谷です。確認を10月7日に仲田会長、大原推進委員と私で行いました。場所は、●●●●●●●●の南側に中国道路が走っておりその下にあります。多少工事が進んでおりましたが、肥土が不足で仕方ないと思います。
会 長	次に完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が3件出ています。哲西町畑木地内農地法第5条倉庫兼車庫・駐車場、哲多町成松地内農地法第5条宅地、土橋地内農地法第5条宅地です。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。5番奥津委員。
奥津(賢)委員	5番奥津です。10月16日に奥津委員、妹尾推進委員、私の3名で現地確認しました。車庫と駐車場ができておりました。
会 長	続いて、2番を15番安達委員。
安達委員	15番安達です。8月10日の農地パトロール時に井藤委員、小川委員、逸見推進委員、私で現地確認しました。家が完成し既に入居されておられました。
会 長	3番について17番藤本委員。
藤本委員	17番藤本です。10月14日に現地確認しました。立派な家ができて



	おりました。
会 長	続いて、転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	転用工事進捗状況報告について、2件でしております。上熊谷地内、農地法第5条木材の仮置き場、哲多町花木地内、農地法第4条農地改良嵩上げとなっております。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。10月8日に確認しました。3年間の契約期間でありまして、今いちばん木が沢山でしており春までは増えると思います。何ら異常ありません。
会 長	2番について、15番安達委員。
安達委員	15番安達です。10月16日に現地を4名で確認しました。本人に確認したところ、最初お願いしていた業者さんの都合が悪くなったことで今、次の業者さんと交渉中と報告を受けました。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
森本局長	9月に神山会長代理から提案がありました通知書について、案ができましたのでお配りしております。無届と思われる転用について、委員から情報提供をいただき事務局で現地を確認したうえで、通知書を送付いたします。当該土地所有者から担当地区農業委員に相談をしていただく流れになります。以上です。
会 長	この件について、ご意見ご質問はありませんか。  (ありません。)
会 長	続いて、その他にはあります。事務局からありますか。
森本局長	利用状況調査ですが、11月末までの期限にしておりますのでよろしくお願いいたします。先程、第3条の国籍記載について新たにさせてい

	<p>ただきました、法律が9月1日から変わっております。9月1日の申請分から国籍の記載をするように指示がでております。国の方として、外国籍の方の農地所得が増えてきているので、その把握をするため国籍情報を申請書に設けるものです。どのような方が農地を確保されているのかを把握することが主な目的のようです。農政部会の方は、この後お残りください。事務局からは以上です。</p>
会 長	<p>それでは、次回総会についてお願いいたします。</p>
谷岡参事	<p>次回の総会ですが、11月16日木曜日、午前9時30分から場所は南庁舎1階会議室1Cで開催します。なお、12月の総会につきましては12月19日火曜日南庁舎1階会議室1Cです。午後に研修会を予定しております。以上です。</p>
会 長	<p>他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神山代理にお願いします。</p>
神山代理	<p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 10 時 55 分)</p>

令和5年10月23日作成

署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_